

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書について

令和6年4月1日

八千代市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明について、次のとおりご案内します。

1. 証明書の交付について

証明書の発行を希望される方は、証明に関する申請書に特定創業支援等事業を修了したことを証する書類を添付して八千代市商工観光課までご提出ください。

特定創業支援等事業により支援を受けた次の(1)又は(2)に該当する方が証明書の交付対象となります。

- (1) 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
- (2) 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

2. 証明書の有効期限について

証明書の有効期限の規定は次の3つのうち、最も早く到来する日となります。

- (1) 八千代市の認定創業支援等事業計画の計画期間終了日
- (2) 中小企業庁が指定する登録免許税の軽減措置の適用期限
- (3) 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日

現在は原則として(1)および(2)の令和9年3月31日が有効期限となります。

創業後の方が証明書の発行を申請する場合は、税務署受付印が押印された開業届をご持参ください。